

労働組合に期待される今日的な役割と課題

―北海道における反貧困運動と非正規労働者調査の実践をふまえ

川村 雅 則

はじめに

わが国における労働組合の最大のナショナルセンターである日本労働組合総連合会（連合）は、すべての労働者を対象にした労働条件の改善を二〇一〇年の春闘方針として掲げた。すなわち、「非正規労働者も含めすべての労働者を対象に賃金、労働時間等を含めた労働諸条件の改善に取り組む。このため、組合員の労働条件の改善や格差是正の取り組みとともに、組合員ではない労働者に対しても、処遇改善をはじめ様々な課題に取り組む」と^①。

連合のこの方針に対するマスコミの論調は、取り組みがそもそも遅すぎるなど辛口の意見や評価を含みながらも、総じて、貧困・格差社会の是正を果たす役割が労働組合に期待されていることを示す内容だったといえよう。言うまでもなく、筆

者自身も労働運動の飛躍を期待するものである。そこで小論では、こうした労働運動の節目にあたり、北海道における反貧困の取り組みや非正規労働者調査からみえてきた課題を示して、労働組合への期待を述べるものである。なお、小論で示しているのはあくまでも筆者個人の見解である。

1. 北海道における反貧困の実践

(1) 寄せられる深刻な相談

暮れも押し迫った二〇〇九年の一二月の半ば、「反貧困ネットワーク北海道」^②（代表…山口二郎・北海道大学教授）主催の「雇用と生活のワンストップ総合相談会」が札幌市中央区民センターで開催された。五〇名弱の相談者が直接会場にいられたほか、電話による相談も二桁におよび、合計で六〇名を超える相談があった。仕事がない、生活保護を申

請したい、退職強要など職場のトラブル、心の病・引きこもり、債務整理・法律問題など、深刻さもさることながら相談内容は多方面にわたった。いくつか紹介しよう。

○ 母子世帯のAさん（五〇歳代）。子ども二人と暮らしている。現在仕事は続けているが、「社に合わない」との理由で自己都合退職を迫られ、退職届を提出してしまった。仕事をやめた後の生活費をどうすればよいのか。

○ 五〇歳代の男性Bさん。道外で働いていたが身体を壊して、三年前、札幌に住む親元に戻ってきた。ただし、生活費は両親の年金（合計一七万円）だけで、しかも母親は病気で入院中。家を出たいが資金がない。

○ 単身で暮らすCさん（男性三〇歳代）。自営業を営んでいたが客がなく廃業。すでに借金が一六〇万もある。月一〇万円程度の収入しかなかったのに、借金の返済だけで五万円が必要。廃業後、ハローワークに登録して求職活動をしているが、めどが立たな

い。アパートの支払いも困難で家を出なければならぬが、どうすればよいのか。

○ 妻と子どもの三世帯のDさん（五〇歳代男性）。建設の自営業を営んできたが、手伝い程度の仕事もなくなってしまう。身内に借金もある。冬場は全く仕事がないので、どうしたらよいのか。体調もよくないが、国保料滞納のため保険証は取り上げられ、資格証明書が発行されている。

○ 三〇歳代男性のEさん。派遣で働いてきたが、仕事もなくなり、数カ月前から日雇い仕事で働いていた、しかしながらその仕事も一〇月でなくなり、現在は路上生活をしている。昼は寝て夜は歩いて寒さをしのいでいるという状況。

○ 新聞の勧誘業をしている五〇歳代男性のFさん。諸経費などを除くと、月の実際の手取りは六万七千円程度の生活。家賃は一〇〇万円以上滞納している。サラ金からの借金も残っている。痛風・腰痛・肝炎などの病気持ちだが、資格証明書ということもあって、通院はしていない。

○ 三〇歳代男性のGさん（単身）。システムエンジニアの仕事をしていた。当時は月収一八万円程度。失業し、雇用保険を月一十万円受給していたが、二〇一〇年の二月で給付が終わってしまう。市民税も滞納状態。求職活動は続けているが、仕事は見つからず、どうすればよいのか。

相談事例の一部をみてきたが、まず確認すべきは、「派遣村」以降、貧困問題が沈静化したかのような語られ方も少なからずみられたところだが、問題は決して解消されていないばかりか、景気の「二番底」が懸念される中で、今後ますますひど

くなることも予想される。東京都の「官製派遣村」に当初の予定を超える八〇〇人もの野宿者らが（広報を極力行わず、なおかつ、対象を狭くしぼったにもかかわらず、これだけの人数が）集まったという事実ひとつとっても、不安は的中する可能性が高い。

また、相談からみえてくるのは、仕事や所得機会の喪失が貧困転落の主たる契機をなしているのはもちろんだが、一つのトラブルが別のトラブルを誘発するという悪循環が自立を一層困難にしている。単純化して図式的に描けば、失職して求職活動を続けるも仕事は見つからず、やがて失業保険が切れ、当座の生活費を得るため借金を背負うはめになり、家族とも疎遠となつて、心の病を発症し、ますます誰も頼ることができず、貧困という状態から抜け出すことが困難になつていく——などのケースである。

もう一点確認しておきたいのは、ふだん私たちが特段意識せずに享受しているこの安定した生活というものが、じつは様々な条件によって成立しているものであること、言い換えれば、相談会場に訪れた人々は、それらの条件を失ったあるいは最初から欠いていた（親が不安定な仕事に就いていた、親が失職した、学校教育を満足に受けられなかった、そもそも物心ついた頃には親がいなかった、等々）がゆえに、貧困へのいわば「抵抗力」が弱かったということである。

幸いにして、反貧困ネット北海道には多方面で

活躍するそうそうたるメンバーがそろっており、深刻なこれらの相談に対しても、すみやかな支援になんとかこぎつけることができたが、それにしても私たちの暮らすこの社会は、家族福祉や企業福祉を欠いてしまつたとたちまち生活の困難に陥つてしまう脆弱なものであることを思い知らされる。

(2) 半年間の活動を振り返つて

さて、反貧困ネット北海道は、深刻化する貧困問題に対して、さまざまな領域で活動する個人や団体あるいは研究者らが連携して、有効な共同行動を実現できるよう結成された組織である。設立の趣旨をいまいちど確認してみよう。

すなわち、近年、「生活問題、労働問題が深刻化してきており、多くの人々が働きたい、社会に復帰したいと思つても、非常に難しい状況になつてきてい」るところで、「北海道においても同様に、支援を必要とする人々が増えてきており、北海道、札幌市内にある各組織・団体によって支援が行われてきているところだ」あるものの、「今後においても、さらなる貧困問題の広がりと深刻化が予測され、各組織・団体の連携、ネットワークの構築が不可欠となつてきており、それぞれの組織・団体、そして個人の社会連帯が求められてきてい」という現状認識に立った上で、「そこで、労働問題や生活問題等を抱える人々への支援を行つていく各組織・団体、研究者、市民が連携

し、更に有効かつ効果的な支援活動を行うことができるよう協力関係を築くことを目的に、関係組織・団体、研究者、市民から広く賛同していただける方を募り、「反貧困ネット北海道」を立ち上げる」ことにしたのである。

ウイングをさらにひろげ、関係者（団体を含む）のさらなる参加を募るという課題はなお残っているものの、それでも、路上生活者支援団体や労働組合・関係機関、さらには福祉・医療団体、障がい者団体、そして女性団体など多方面にわたる関係者の参加で、スタートをきることができた。

ネットが活動の柱として掲げたのは、①関係組織・団体間の情報共有・情報交換、②情報提供、学習活動・啓発活動、③支援活動、相談援助の連携、協働、④人材、資金、物資等の社会資源の調整・開発の促進、⑤研究および政策提言——の五つである。この柱にそって次のような活動を実践してきた。

二〇〇九年六月二七日の設立集会においては、『ルポ雇用劣化不況』（岩波新書、二〇〇九年）を著した竹信三恵子氏（朝日新聞記者・編集委員）を講師に招き、「賃下げ依存症ニッポン」というタイトルで講演をいただいた。講演では、わが国大企業の利益追求のあり方が人件費削減にシフトする中で、労働者の生活悪化と国内需要の低下を招き、デフレ・スパイラルを引き起こしているという問題の指摘と、この泥沼状態から脱するためには、新たな産業の育成や教育・職業訓練を通じ

た労働者の能力向上が必要であると語られた。

設立集会の後は、まず最低賃金制度をめぐる問題に力を入れてきた。七月末には、最低賃金の審議会の開催にあわせて、最賃シンポジウムを開催した。シンポでは、最賃すれすれの給与で働く当事者からの切実な訴えや、わが国の最賃をめぐる問題を報告し、最賃の大幅な引き上げが必要であるとの問題提起を図った。続いて、衆院選を前にした八月末には、貧困・格差社会研究の第一人者である橋本俊詔氏（同志社大学教授）による講演会「貧困問題と日本の選択」を開催し、やはりここでも、働く貧困層の解消のための最賃の重要性をあらためて確認した次第である。

加えて、政治への働きかけも重視し、夏の衆院選に際しては、各政党に対して貧困問題解消のための公開質問を行っている。質問の内容を簡単に紹介すると、「Ⅰ. 雇用・労働分野」では、失業時・求職時の手厚い生活保障や職業訓練の実現を図ることからはじまり、非正規の待遇改善、長時間労働の是正（WLBの実現）、そして、障害者の雇用・労働環境の改善を図るなどを掲げ、続く「Ⅱ. 社会保障・生活分野」では、生活保護制度、医療・年金保険や介護保険、障害者福祉・児童福祉の改善を求めたほか、これまで社会保障政策として必ずしも位置づけられてこなかった住宅と教育をめぐる問題の解決を求めた。

結果として、質問を送付した全ての政党から回答を得ることに成功し、また、その回答（政党間

の比較）はマスコミでも報じられ、それなりに意義のある取り組みだったと評価をしているところである（質問や回答の詳細については、ホームページ上に掲載）。

さらに、既述の「総合相談会」の実施にあわせて、「路上脱出・生活支援ガイド」というパンフレットも作成し、行政機関やネットカフェなど野宿者・生活困窮者の目に触れるような場所に設置させてもらっている（ホームページからのダウンロードも可能）。ガイドの内容は、まず「路上脱出ガイド」として、食べ物がないとき、体調がわるいとき、仕事を探したいときなど、それぞれの場面でどんな支援が受けられるのか、具体的に役立つ情報を掲載しているほか、えてして受給を断念させられがちな生活保護に関する情報を「生活保護ガイド」としてわかりやすくまとめている。

他にも、「生活支援ガイド」として、貸付金制度や医療保険制度の減免措置など複雑な制度を分かりやすく紹介し、困ったときの相談窓口の一覧も掲載している。そもそもこのガイドは、東京で作成されたものがベースとなっているが、それぞれの地域において活用可能な資源（社会資源）を提示することで、当事者はもちろんのこと支援団体・関係者に活用されることを願って作成した。

(3) 反貧困運動のさらなる前進のために

事務局体制も財政も極めて不十分な中で、設立

から半年の間、しやにむにかけぬけてきたというのが、正直なところだが、この間感じたことなども含め、個人的な見解をいくつか述べたい。

第一は、つながることの重要性である。すなわち、すでに書いたとおり、立ち向かわなければならぬ問題が雇用・労働、社会保障といった広範囲にわたるという事情もあって、様々な分野の活動家や研究者が運営メンバーとしてネットに参加し、連携を図っている。結果として、労働相談は専門だったが生活相談には携わったことがなかった（その逆もしかり）という状況や、債務整理の問題や本人の健康問題（心の病）もからんでくるとお手上げ状態だったという状況から脱し、どんな問題にも対応できる体制が築かれつつある。メンバー自身もその中で学習を深め能力を向上させつつある。

第二は、政治に対しても積極的な働きかけを展開することの重要性である。ともすれば、こうした活動は政治との間に距離を置きがちであるが、そもそも貧困という問題は政治が変わらない限り解決しないという性格を持つものであるため、政治に対する積極的な働きかけは不可欠である。そのことはまた、与党にも野党にも強く自覚してもらわなければならない、結果として、政治に対する全方位外交的な働きかけが今後重要になるのではないかと考えている。

そして最後に、労働組合の参加の重要性を述べたい。もちろん、他地域の反貧困運動もそうだが、

これらの組織では、参加者・団体の間に上下の関係はなく、フラットな関係が築かれ、そのことが運動の前進にとってプラスに機能していることは言うまでもない。ただその中でも、やはり労働組合は大きな力となっていることは疑いのない事実であると思う。労働組合が貧困問題に関わることは、既存の労使関係の枠組みを超えた、いわば、社会運動的な労働運動の実践であるといえよう。失業をはじめとする貧困問題を放置しておけば、「水は低きに流れる」で、労働条件の底上げは困難であること、あるいは労働市場にマイナスの影響を与えることはあらためて指摘するまでもない事実である。労働組合には、企業という枠を超え、地域における反貧困運動へのさらなる参加を期待するものである。

2. 非正規労働者調査からみてきたもの

筆者は二〇〇九年、連合北海道ならびに加盟産別と共同で、非正規労働をめぐる問題についての調査研究に取り組んだ。産別役員や個々の労働者からの聞き取りのほか、大規模なアンケートを実施し、五〇〇〇人を超える回答を得た。それらの結果についてはすでに『北海道非正規労働者白書2009』（二〇〇九年二月一日発行）にまとめたところである。ここでは、本誌の読者層を念頭におき、自治体・公務職場で働く非正規職員（有効回答三三二五人）³の実態をとりあげ、必要

な政策課題や労働組合への期待を述べたい。

(1) 公務員、バッシングのもとでひろがる官製ワーキングプア

公務員イコール安定した雇用で高収入というイメージが世間には根強く存在し、なおかつ、制度的な複雑さもあってか、民間のワーキングプアに比べて官製ワーキングプアの実態は必ずしも十分に知られていないのではないかと思われる。

しかも、日本の公務員数の少なさは各種の統計でも明らかであるにもかかわらず、「公務員を減らせ！」「民間でできることは民間に！」の大喝の中で「小さな政府」路線がこの間肅々と進められてきた。

結果として、全日本自治団体労働組合（自治労）の推計（二〇〇九年）によれば、いまや全国の自治体職場には約六〇万人の非正規地方公務員が働いているとされる。任用期間が六カ月未満のものや週の勤務時間が二〇時間に満たないものを除いた総務省の調べ（二〇〇九年）でも、その数は五〇万人に達している。上記の人件費削減圧力のほか、三位一体改革等による自治体財政の逼迫や一方での業務量の増大という状況もこうした流れに拍車をかけた。

ところで、これは何も公務職場に限ったことではないが、非正規は正規労働者の補助的・周辺の業務を担う存在であって、家計における役割も家

族賃金を稼ぐ世帯主の補助、という見方は、もはやあたらない。いまや非正規が職場の重要な戦力であることは疑いようのない事実である。だがそれにもかかわらず、彼らの処遇は著しく低いのが実態である。

さて、そんな非正規労働をめぐる課題は様々あげられるが、別の機会にも書いたとおり、①有期労働契約の濫用に歯止めをかけること、②均等・均衡待遇への接近——という二点を当面の課題としてあげたい（民間部門で不十分ながらも定められているパートタイム労働法など、非正規労働者を保護する法制度がそもそも存在しない公務職場の場合には、その整備自体がまずは急がれる課題だが）。データをいながら確認していこう。

(2) 非正規労働問題の解決のための当面の課題

ア 有期労働契約の濫用に歯止めを

まず前者について述べると、いま、派遣や請負など不安定きわまりない間接雇用の規制強化・再規制の動きがみられる。そのことが大きな前進であることは間違いない。とはいえ、間接雇用から直接雇用に置き換えられそれでもよいのか。そうではあるまい。仕事は恒常的に存在するにもかかわらず、有期雇用を反復更新して働かせる、いわば「偽装有期労働」への対応が急がれる。

今回の調査でも、表1(a)のとおり、非正規職員

のほとんどは一年の雇用契約を結んで働いており、さらに六カ月以下の有期雇用も三割に及ぶ。当然というべきか、(c)雇い止めに對する不安は強く、非常に不安があるだけに限定してもその割合は三割に及んでいる。(d)正規雇用への転換を希望するものは四割でやや低い印象を受けるかもしれないが、これは年齢や世帯構造（ジェンダー規範に縛られたわが国の世帯構造）を反映しており、例えば、男性の三〇、四〇歳代では三人に二人ないし四人に三人は正規を希望していることを特に述べておく。彼らの訴えの一部を紹介しよう。

○ 一年更新なので、新年度が近づくと毎年、不安で（雇い止め）胸がしめつけられる思いをします。将来の設計も立てられず、ローンを組むこともできず、ただ、日々をつましく生きるだけです。女性／四〇歳代

○ 一年ごとの更新で、それも三月に入ってからやまと決まるような状態なので、毎年不安定な状況です。保障も何もなく、交通費さえも出ないので、特に冬は大変です。勤務形態も一カ月（に）一五日勤務なので、収入も少なく、高校生の子どもがおり、何かと出費があり、生活が苦しく、この先雇い止めにあった場合、どうしたらよいのか不安な毎日を送っています。女性／四〇歳代

○ いっ雇い止めになってもおかしくない状況なので、不安である。正社員になる道もなく、家族も多くなり、養育費も増えてきているので、どんな生活は苦しくなる一方です。私のように高卒の資格しか持たない人間にとっては、正職への道があると大

＜表1＞ 1回の雇用契約期間、通算勤続年数、雇い止め不安、正規雇用への転換希望など

		全体	男女別	
			男性	女性
a. 1回の雇用契約期間	6カ月以下	30.2	21.0	32.4
	1年以下 ※1	95.2	95.1	95.3
b. 通算勤続年数	5年以上	43.5	33.8	45.7
	3年以上 ※2	58.3	50.6	60.0
c. 雇い止めに對する不安	非常に不安がある	29.8	24.6	31.0
	不安がある	40.9	35.3	42.2
d. 正規への転換希望	希望している	38.1	37.9	38.1

※1 6カ月以下も含む

※2 5年以上も含む

変嬉しい。女性／三〇歳代

○ 上司から成績が上がらなければ雇用を継続する意味がないと常に言われている。気を抜くことができず、常に、土日を除いて、一二時間くらい働いている。女性／五〇歳代

○ 絶えず不安がつきまとうので、精神的な安定を得られない。結婚もできませんよ。給与が低いいため将来の見通しがたらず、貯蓄もできなく、また身分的に不安定なため、いつどうなるかわかりませんので、大変生活が厳しいです。男性／三〇歳代

これらの訴えからも示唆されるとおり、職場における有期労働契約の濫用は、物言わぬ（言えぬ）労働者の増大を意味し、結果として、労働者側の発言力・交渉力の低下を招くことを労働組合は自覚しなければならぬ。あるいは、例えば有給休暇の使用など労働者として当然の権利行使についても、それさえままならぬ非正規にとつては、悠々とその権利を行使する正規労働者が鬱憤や批判の対象となってしまうという事実にも、もっとと敏感である必要がある。言うまでもなく、正規労働者が有休を使用すること自体に問題があるというわけではなく、同じ職場に、有休をとりたくてもとれない労働者を放置しているそのことが問題である、と言いたいのである。

よつて、ここから、有期雇用の濫用に是が非でも歯止めをかけ、無期雇用を雇用の基本原則とすることを求めたいところだが、そういった提起に対しては、「将来、当該部署の仕事がなくなる可

能性もあるのでは」「自治体財政（民間で言えば、経営環境）の悪化を考えると全員の無期雇用化は難しい」などの反論が（組合や正規労働者からも）予想されるところである。

なるほど、自治体あるいは企業だけに雇用保障の責任を負わせることが難しいことを考えると、そこに一定の理がないわけではない。だがそれは、先任権原則のような解雇（雇い止めを含む）ルールを定めることで対処すべきことであつて、有期雇用を野放図に濫用することを正当化するものだろうか。

とりわけ、欧州のようなフレキシキュリティシステムが整備されているならまだしも、雇用時には処遇面で低く抑えつけられ、失業時の保障は正規よりも低い、というのが国の非正規の現状である。にもかかわらず、非正規は正規に先んじて雇い止めて構わない、ということに矛盾はないか。

いや、そもそも非正規だけがツケを負うのは避けがたいことなのか。例えば、長時間労働・残業が（とりわけ正規で）常態化したわが国の職場の実態を鑑みるならば、ワークシェアリング（WS）の選択という道を組合は早々に放棄してよいのか。失業率のさらなる悪化がおそらく避け得ないだろういまこそ、WSの議論をいま一步進める必要はないだろうか。もちろん「WSで給料が減れば生活が苦しくなる」という正規・組織労働者の懸念・批判は至極真つ当なものではあるが、すでに正規

労働者の二分の一（場合によっては三分の一）の賃金で生計を立てている非正規の存在をそのとき私たちはどこかに置き忘れてはいないだろうか。もし、未組織である非正規の全てをまずは雇い止めて、その後に正規労働者（組合員）だけでWSを図つて仮にその雇用を守りきつたととしても、それは労働組合のなすべき行為として社会的な賞賛を得られるだろうか。

イ 均等・均衡待遇への接近を

非正規の収入をまとめたものが表2である。同表(a)のとおり、全体の三分の二は二〇〇万円未満という水準である。しかしながらそれでも、(b)家計の主な収入源が回答者本人の収入（表中では「あなた自身の収入」というケースは、全体の半数に及ぶのである。男性に限るとその割合はさらに高く八割に及ぶが、彼らの年収はといえば、全体の半数が二〇〇万円未満という水準である。

ちなみに女性では、主な家計維持者は世帯構造に規定され、全体では四割を占める「本人収入」という割合も、単身世帯や子どものみと暮らす世帯（母子世帯）では九割を超えるほか、親のみと暮らしている世帯でも、三人に二人は「本人収入」が主な収入源となつていることも付け加えておく。さて、非正規のこうした収入の低さに対して、「いや、私たち正規と彼ら非正規とでは、責任の重さがそもそも違うので」という主張が（あから

＜表 2＞ 年収、世帯における主な家計維持者、暮らしの状況など

単位：％

		全体	男女別	
			男性	女性
a. 2008年の年間総収入 (税込み)	200万円未満	63.6	49.5	66.9
	250万円未満 ※	83.4	68.6	86.7
b. 主な家計維持者・収入源	あなた自身の収入	49.9	82.0	42.0
c. 暮らしの状況	大変苦しい	27.6	29.5	27.2
	やや苦しい	38.5	35.8	39.5

※ 200万円未満も含む

さまでなくてはなくても）聞かれることもある。だが、それは両者の間の処遇格差を合理的に説明しうるほどのものなのだろうか。それは各職場で検証される必要があるだろうが、次のような声に真剣に耳を傾ける必要があるのではないか。

- 年収二〇〇万円以下のワーキングプアです。勤務時間は正規職員の四分の三ですが、年収は四分の一以下です。退職金は、正規職員が一〇〇〇万／二〇〇〇万だと言われますが、我々はゼロです。同一仕事です。責任もあります。女性／四〇歳代
- 金銭面での不満はぬぐいきれません。他の企業と違い、どんなに年数をかけ、一生懸命働いても、給料は上がりません。今年はボーナスも下がりました。女性／二〇歳代
- 自分だけの収入では生活できず、親の収入に頼っている現状だが、こんな生活を続けるわけにはいかない。一〇年後、二〇年後…を考えると不安になる。女性／二〇歳代
- 正職員の三分の二の労働時間にもかかわらず、給与は半分以下。手当などの待遇にも差があります。抱えている仕事は専門的なもので、業務量も多く、正職員と同じだけの時間を働く日もあるのに残業代は出ません。女性／三〇歳代
- 私の月々の賃金は生活保護者よりも低い、市の臨時職員はほとんど「そう」です。正職員とまったく同じ仕事をしているのに時々思います。男性／五〇歳代

誤解の無いよう急いで補足したいのは、いわゆる規制緩和推進論者にならって、「正規労働者の

高過ぎる賃金を減らせ」という主張をこでしてゐるのではない。言いたいののは、賃金の決定・支払い基準をどうするのか、真剣に検討する必要がある、ということだ。正規と非正規とで従事している仕事がそもそも異なった時代には、処遇の格差に合理性があつたかもしれないが、いまや、非正規も正規と同じような内容・責任の仕事を行っている以上、仕事内容が異なる・責任の重さが異なる云々という理由で処遇格差を正当化させるにはかなりの無理があるのではないか。であるからこそ、賃金の支払い基準は仕事・職務を軸にしていく必要性が、つまり、スローガンでいうところの同一（価値）労働同一賃金原則の必要性が浮上してくるのではないか。

もちろん、職務・仕事をベースとした雇い方を（正規の場合は）していないわが国で、あるいは、子弟の教育費や住居費など、年功賃金に並行するかたちで支出もまた増大していくわが国で、その実現は容易ではない。その意味では、賃金と社会保障をどう組み合わせ、支出の構造を整備していくのが課題になる。均等・均衡待遇への「接近を」と書いてきたのは、賃金のあり方を考える上で、こうした生活保障のあり方全体までを射程にいった中長期的な展望が必要と考えているからである。

その意味では、現政権のもとで進められている、子ども手当の支給や高校の授業料無償化の流れは、財源確保などの課題はなお積み残されているとは

いえ、基本的にはその方向にも合致したものだといえよう。

(3) 地域における労働運動の前進を

さて、横道にもそれながら、非正規労働をめぐるさしあたりの課題二点をとりあげてきた。規制緩和論者が言う、「(非正規の加入資格を認めていない)労働組合はそもそも職場を代表しているといえるのか」という一面では真つ当な批判を克服し、職場の代表性を確立することがいま労働組合に早急に求められている。

あわせて、公務分野の非正規・ワーキングプア問題への対応について若干の補足をしたい。というのも、一連の構造改革に対して国民は「ノー」をつきつけたものの、「官製市場」改革については、公務員に対する誤解や敵対感情が最大限に活用されながら、これからもなお進んでいくことが予想されるからだ。ムダの削減の必要性は言うまでもないが、「仕分け作業」にみられるような、無限定な歳出削減に対する支持のひろがりには、「小さな政府」路線がなお支持されているのかのような懸念を覚える。

もちろん、そうした動きに対しては、「改革」によって、そこで働く人々や提供される公共サービスの質がどうなっているのかという事実を正面から対峙させていく作業が必要だと思われるが、政策的な課題としては、熾烈な競争にどう歯止め

をかけるかがポイントになるだろう。例えばそれは、公契約条例の制定や入札における総合評価方式の導入などを通じた、適正価格の制定、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保が参考としてあげられよう。この点に関しては、千葉県野田市で制定された公契約条例の全国への波及・展開や、昨年公布された公共サービス基本法の具体化を期待したい。そして、ここでもやはりその役割は労働組合に課せられている。それは、前段の反貧困運動と同様、地域における貧困に労働組合が立ち向かうことを意味している。「今こそ」というのは使い古されたフレーズかもしれないが、それでも、「コンクリートから人へ」を掲げる政権に変わった今こそ、人間らしく生きられる制度・政策の実現に向け、全ての労働者を視野に入れた職場での闘いが、そして地域に打って出る闘いが、労働組合には強く期待されていると考える。

【注】

- 1 連合ホームページより引用。
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/shuntou/2010/houshin/houshin.html>
- 2 反貧困ネットワーク北海道のホームページ
<http://www015.upp.so-net.ne.jp/haninkondo/>
- 3 ただし、無回答は除いて計算しているので、各設問における分母は必ずしも一致しない。なお全体の八〇・五%が女性で、圧倒的に女性が多い。
- 4 「地域の「働き方」から考えるーいまこそ労働

組合の出番だ」(『月刊労働組合』第五三九号所収)を参照。

5 濱口桂一郎著『新しい労働社会ー雇用システムの再構築へ』(岩波書店、二〇〇九年) 九二―九七頁を参照。

△かわむら まさのり・北海学園大学経済学部准教授▽